



南房総のハズシ

[発行]

南房総教育事務所

令和8年1月28日

第18号

文責 学校・家庭・地域連携班

「学校と教師の業務の3分類」と「CS・地域連携」

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置 に関する指針（令和7年9月25日大臣決定）が示されています。

この実現の一助となることが期待されている「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進」を進めている先進地域の事例を紹介します。

学校と教師の業務の3分類

※文部科学省からの資料を抜粋

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

取組内容	★：実施率（※1）が80%以上の項目 ↑：R5調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
①登下校時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している		47.4%↑	★85.0%	73.0%↑	72.6%↑
②放課後から夜間等における見回り、 児童生徒が補導された時の対応 は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している		38.3%↑	45.0%↑	44.9%↑	44.7%↑
③ 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理 は、 公会計化または教師が関与しない方法 （地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている		68.1%	70.0%↑	45.9%	46.7%
④ 地域人材等との連絡調整 は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 地域学校協働活動推進員 （社会教育法第9条の7）等の 学校以外の主体 が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している		38.3%↑	70.0%↑	50.7%	50.6%

【事例】学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革（埼玉県戸田市）

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。

学校・学校運営協議会の取組

- ◆学校運営協議会において、**学校における働き方改革に関するテーマ**について、熟議。教職員を交えた拡大学校運営協議会でも取り扱っており、**継続的・重点的に取り組んでいる**。

→今まで**教員が担っていた業務の一部を地域の方へ依頼**。

例

- ・行事（運動会、学校公開、音楽会等）における片付け、保護者の受付・誘導、警備
- ・体力テストや家庭科の実習の補助
- ・校外学習の引率
- ・入学当初の1年生の、登校時・登校後や休み時間の見守り、清掃や給食の補助
- ・保護者懇談の際の児童の見守り
- ・保護者が来校し、児童と共にトイレ清掃を重点的に実施
- ・登下校時のルールや見守りの際の指導の内容について、学校と地域で共に考案（→業務時間の削減でなくとも、教員にとって大きな連帯感が生まれる）



教職員を交えた拡大学校運営協議会

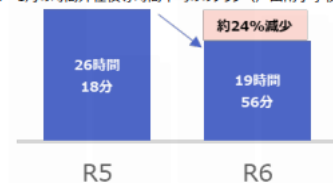


地域住民による登校時の見守り

成果と今後の展望

- ◆市内の教職員の**時間外在校等時間が減少**。
- ◆戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめるようになった。
- ◆今後は、教育委員会の支援を**学校の実情に応じて伴走**することでさらに**自走を促していく取組にシフト**。

4～1月の時間外在校等時間平均のグラフ（戸田南小学校）



鳥取県

CSを活用した教育活動の充実と業務カイゼンの両立（北栄町立大栄中学校）

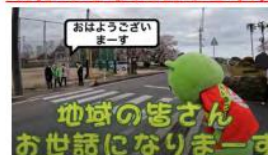
学校運営協議会において、H31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、これまで学校主導で取り組んできた活動内容を検討し、そのいくつかを地域主導に移行した。

学校・学校運営協議会の取組

学校運営協議会で協議し、学校運営協議会の各部会において、**既存の学校における取組の中から**、地域主導で実施可能な事項について検討を行った。



地域の塾の協力による夏季補充学習



地域住民による挨拶運動



地域の高校と連携した部活動

- ◆R4年度中に、各部会における以下の取組について、**地域主導による実施を実現**した。

知 →地域の民間塾や高校（教員・生徒）の協力による夏季休業中の補習

※教員が実施していた補習を地域へ移行

徳 →地域住民による交通安全運動期間（年4回）の挨拶運動・見守り活動

※教員が当番制で行っていた活動を地域へ移行

体 →地元の高校生や高校の教員を指導者として部活動に招く

※専門的な指導のできる高校教員・高校生が支援

その他→定期テストの最終日に部活動加入生徒を集め、基礎体力づくりの講座を実施（令和4年度実施）

※教員はテストの採点時間を確保することができる

成果と今後の展望

- ◆地域主導の取り組みに移行したことにより、**活動内容がさらに充実**した。
- ◆教職員の意識においても、**CSが業務カイゼンに寄与している**ことが顕著に確認された。

教職員アンケート「各種のCS活動によって、教職員の『業務カイゼン』が進んでいる」に対する肯定的回答の割合

R4:100%

R5:100%